

周遊型観光ツアー助成事業補助金交付要綱

1. 目的

新見市の観光施設等の観覧を目的とした企画旅行（以下「ツアー」という。）を実施した旅行者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、本市の地域資源を活用した特色ある観光や広域的な観光を促進させるとともに、交流人口の増加を図ることを目的とする。

2. 定義

この要綱において、企画旅行とは、旅行業法第2条第1項第1号に掲げる行為を行うことにより実施する旅行をいう。

3. 補助対象事業者

旅行業法の規定に基づく旅行業の登録を受けている旅行者とする。

4. 補助対象要件

次の要件を全て満たすツアーとする。

- (1) 貸切バス又は貸切タクシーを利用すること。
- (2) 構成人数は、6人以上であること。ただし、乗務員、参加費が無料の乳幼児を除く。
- (3) 国又は地方公共団体が実施する視察又は研修旅行及び宗教活動又は政治活動を目的とした旅行でないこと。
- (4) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 日帰りの場合、市内の観光施設、観光スポット又は観光イベントを2箇所以上周遊し、市内の食事提供施設を利用すること。
 - イ 宿泊を伴う場合、市内の観光施設、観光スポット又は観光イベントを2箇所以上周遊し、市内の宿泊施設を利用すること。
- (5) 観光スポットには有料施設を含むこと。

5. 補助対象期間

令和7年11月1日から令和8年2月28日までとする。ただし、補助金額が予算に達した場合、上記期間に関わらず事業を停止または終了することがある。

6. 補助金額等

補助金の額は、次の各号に掲げるものとする。ただし、補助金の上限額は、補助対象事業者が営む1営業所あたり1年度につき50万円までとする。

- (1) 4の規定に定める補助対象要件を満たすツアーの場合

根拠規定	区分	単位	補助金額
4(4)ア	日帰り	1人あたり	2,000円
4(4)イ	宿泊	1人あたり	4,000円

(2) (1) を満たし、かつ、道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた市内の貸切バス事業者又は同法同条同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた市内のタクシー事業者が旅客運送を行ったツアーの場合

根拠規定	区分	単位	補助金額
4 (4) ア	日帰り	1人あたり	3, 000円
4 (4) イ	宿泊	1人あたり	5, 000円

(3) (1) を満たし、かつ、行程の一部においてJR線に乗車し、市内の駅を利用したツアーの場合

根拠規定	区分	単位	補助金額
4 (4) ア	日帰り	1人あたり	3, 000円
4 (4) イ	宿泊	1人あたり	5, 000円

(4) (1)、(2) ならびに(3) を満たすツアーの場合

根拠規定	区分	単位	補助金額
4 (4) ア	日帰り	1人あたり	4, 000円
4 (4) イ	宿泊	1人あたり	6, 000円

7. 交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、各ツアー実施日から14日以内に周遊型観光ツアー助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、一般社団法人新見市観光協会に提出しなければならない。ただし、ツアー企画前に企画書（任意様式）をメールにて一般社団法人新見市観光協会に提出するものとする。

8. 補助金の交付決定及び確定

一般社団法人新見市観光協会は、7の規定により補助金の交付申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、周遊型観光ツアー助成事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

9. 補助金の交付

一般社団法人新見市観光協会は8の規定により補助金の額を確定したときは、申請者からの周遊型観光ツアー助成事業補助金請求書（様式第3号）による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

10. 交付の取り消し

一般社団法人新見市観光協会は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するとき

は、補助金の交付を取り消すことができる。

（１）この要綱に違反したとき。

（２）その他不正の行為があると認められたとき。

1 1． 補助金の返還

一般社団法人新見市観光協会は、1 0の規定により、交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。